

福祉サービス第三者評価結果表

第三者評価機関

名 称	NPO 法人福島シルバーサービス振興会
評価実施日	平成21年 2月10日・12日
評価調査者番号	1809
	1816

事業者

名 称 (法人名)	福島県からまつ荘 (社会福祉法人 福島県社会福祉事業団)	種 別	救護施設
代表者氏名	石井 重康	定 員 (利用者数)	150人 (150人)
所在地	福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原341-8		
連絡先	電話番号：0248-25-3103 FAX番号：0248-25-5032 ホームページアドレス： http://www.fukushima-sj.jp/taiyo_karamatsu.html メールアドレス：karamatu@snow.odn.ne.jp		

総 評

<p>特に評価の高い点</p> <p>1 組織の運営管理 経営状況の把握</p> <p>事業所では定期的に事業改革推進委員会を開催し、日常業務に関する課題の検討と改善へ向けた話し合いをしている。法人運営の全事業所対象の経営改革委員会により、経営状況の分析、経営課題の検討を行っている。</p> <p>人材の確保・養成</p> <p>職員の教育・研修のために法人が策定した「職員研修基本方針」に基づき研修計画を作成し、人材育成に取り組んでいる。「職員研修履歴カード」により研修受講状況を確認しながら全職員の研修受講の機会を確保し、外部研修参加者による事業所内伝達研修が実施されている。</p> <p>安全管理</p> <p>法人が作成した「リスクマネジメント実施要領」に基づき利用者の安全確保の体制が整備されている。事業所では、毎月リスクマネジメント委員会を開催し、利用者のリスク状況一覧表を作成し職員間で情報を共有しながら、ヒヤリ・ハットの分析や事故防止対策を検討している。また、保健衛生・感染防止対策委員会も毎月開催されており、利用者の急変時の対応等について検討している。さらに、様々な状況を想定した災害訓練を毎月1回以上、消防署や地域の人と共に実施している。</p> <p>2 適切な福祉サービスの実施</p>

利用者本位の福祉サービス

利用者一人ひとりの意思と権利を擁護するため、利用者（自治会代表者）も参加し毎月権利擁護推進委員会を開催している。また、利用者の満足度向上のために事業所内の委員会に利用者が参加する体制になっており、利用者から出された意見に対して事業所は迅速に対応し、年間行事の余暇・レクリエーションに取り入れている。さらに、利用者全員の意見を聞き取れるよう投書箱の設置、園長との懇談会、苦情解決の第三者委員による相談日等が用意されており、どれも有効に活用され事業運営に反映されている。

サービスの質の確保

毎年、施設サービス評価基準（救護施設版）に基づき自己評価を実施している。事業所内にサービス評価委員会があり、自己評価結果と課題に対する改善計画、さらに改善計画に基づく実施状況の報告がされている。委員会の中の地域の有識者（外部の委員）が改善計画に基づく改善状況のモニター役を務めている。

サービス実施計画の策定

救護施設版個別支援計画書様式内にあるアセスメント表を用いてアセスメントしているため、利用者に関する領域ごとの課題の把握が適切にされており、支援計画に落とし込んでいる。策定された個別支援計画を毎月担当職員がモニタリングし、計画終了時に利用者の身体状況を再アセスメントし、次の計画を策定している。

3 日常生活支援

健康管理

事業所で開催される保健衛生・感染症対策委員会において、年間計画を作成し利用者の健康管理に取り組んでいる。法人内の医師、看護師による健康管理・健康相談や県南保健福祉事務所の歯科衛生士の口腔ケアも行っている。投薬方法に関しては、誤薬防止のための複数チェック体制とし、投薬マニュアルに沿った支援をしておりここ3年は誤薬事故がないことは評価できる。また、自己管理ができる利用者には状況に応じた服薬の自己管理を支援している。

作業

利用者の希望や身体状況を踏まえて農耕班、木工班、手芸班、陶芸班に分かれて作業に取り組んでいる。手芸班と陶芸班は法人内の共同工房を利用し専門の作業ができる環境も整えられており、作業の中で一人ひとりの役割作りがなされ、自立助長の成果が表れている。

改善を要する点

1 福祉サービスの基本方針と組織

理念・基本方針

法人の理念

私たちはお客様の人格・人権・命を守ります。

法人の経営方針

- (1) 人格・人権・命を守る
- (2) 自立した経営
- (3) 事業団の使命
- (4) 地域福祉の推進

事業所の基本方針（毎年度の事業計画の基本となる方針）

- (1) お客様本位のサービス提供と権利擁護の推進
- (2) お客様のニーズに応じた自立支援と社会参加の促進
- (3) 全職員の経営参画意識の醸成と適切なコスト管理
- (4) 専門的知識とサービス技術の向上

事業所の基本方針は、毎年度ごとに作成する事業計画の基本となるものであることから、法人の4つの柱ごとの経営方針に対応した具体的内容を掲げることによって職員への一層の周知が図られるものと思われる。

計画の策定

平成21年度より福島県から建物と運営に関する権限を移譲されることが決定し、平成21年度以降の中・長期計画を作成していたが、評価時点では作成されていなかった。今後は、中・長期計画に沿った質の高い運営をされるよう望む。

2 日常生活支援

環境面

食事・入浴・排泄・睡眠等、全て支援内容ごとに手順書を作成し、職員の育成体制が整えられているため各サービスごとの質は担保されている。利用者の居室設備等は最低基準をクリアしているものの、建物の老朽化が進行しているため、利用者の日常的な健康管理やプライバシー確保を考慮し、中・長期計画の中で施設整備を段階的に行うことが望まれる。

第三者評価に対する事業者のコメント

私たちは、昭和49年の開設以来、時代の変化に対応したサービスを追求し、より質の高いサービスを目指して、お客様の支援に努めてきました。

今回、福祉サービス第三者評価という形で、客観的にも高い評価を受けたことは、法人にとっても、施設にとっても、今後の施設経営において大きな自信につながりました。

特に、権利擁護やリスクマネジメントの取り組み、健康管理や自立支援の取り組み等が高く評価されたことは、お客様主体の、安心・安全なサービス提供を目指し、お客様の「幸せ作り」を希求しながら個別の支援に取り組んできたところの、これまでの方針が、救護施設のあるべき方向から遠くないことを確認することができました。

高い評価を受けた点については一層の向上を目指したいと考えております。

一方、建物の老朽化に伴い、お客様の日常生活に支障が生じてきていることも事実であり、この点については、中・長期計画により建物環境の改善を図っていきたいと考えております。

また、法人の経営理念と事業所の基本方針については、全職員がより深く理解し共有できるよう、改善を図っていきたいと思います。

評価結果をサービスの改善・向上を更に進めるために生かしていくことで、今回の第三者評価受審がより有意義なものになるものと考えております。

評価結果

別紙のとおり